

市民参加実施予定シート

予 定
平成28年4月1日時点

担当課(市民課)

1 市民参加の手續 実施予定について			
通称	マイナンバー法の施行に伴う、流山市手数料条例の一部改正について	市が考える市民等への影響	〈メリット〉通知カード及び個人番号カードの再交付手数料の徴収に係る根拠法令の明確化。 〈デメリット〉特になし
名称	行政手續における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う、流山市手数料条例の一部改正について		
概要	市町村長は、平成27年10月5日に施行されるマイナンバー法に基づき、住民基本台帳に記載された方に対して個人番号を指定し、通知カードにより通知を行い、通知した方の申請により個人番号カードを交付するものとされている。各カードの初回交付手数料は国庫補助の対象であり無料で交付するが、滅失等の事由により再交付する際の手数料については国庫補助の対象外であるため有料とし、この再交付手数料について流山市手数料条例に定めるもの。		

(1)市民参加の対象事項について

市民参加の対象事項に該当するもの (条例第5条第1項及び第4項)		市民参加の手續を実施しないもの (第5条第2項の規定)	
<input type="checkbox"/>	(1)基本構想、基本計画その他基本的な事項を定める計画の策定又は変更	<input type="checkbox"/>	(1)軽易なもの
<input checked="" type="checkbox"/>	(2)行政の運営に関する基本方針を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃	<input type="checkbox"/>	(2)緊急に行わなければならないもの
<input type="checkbox"/>	(3)公共施設の設置に係る計画の策定又は変更	<input type="checkbox"/>	(3)法令の規定により実施の基準が定められており、その基準により行うもの
<input type="checkbox"/>	(4)市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃	実施しない詳しい理由	
<input type="checkbox"/>	(5)条例以外で定める市民が納付すべき金銭のうち、規則で定めるものの額の設定又は改定に係る基本方針の策定又は変更		
<input type="checkbox"/>	第5条第4項の規定により、対象事項ではないが、市民参加を行う場合		

(2)市民参加の手法について

市民参加の方法(条例第6条第1項)					
市民参加の手法		実施予定時期	参加が期待される市民等	その他特記事項	左記の市民参加の方法を選択した理由・実施時期(流れ)を選択した理由
複数実施	<input type="checkbox"/>	審議会等			パブリックコメント手續は、市民が容易に意見表明することができ、募集期間も長く、より多くの意見聴取が可能と考えたため。 意見交換会は、市と市民等が直接意見交換をすることができ、率直な意見聴取が可能と考えたため。
	<input checked="" type="checkbox"/>	パブリックコメント手續	平成27年6月22日～平成27年7月21日	市内に住所を有する者等	
	<input checked="" type="checkbox"/>	意見交換会	平成27年7月18日	市内に住所を有する者等	
	<input type="checkbox"/>	公聴会			
	<input type="checkbox"/>	政策提案制度			
	<input type="checkbox"/>	その他			

(3)市民参加のスケジュール(予定)

平成26年度		平成27年度											平成28年度		
4～9月	10月～3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4～9月	10月～3月
					パブリックコメント ←————→ ● 意見交換会										

2 当初予定からの変更履歴

変更項目	変更日	変更内容・理由	変更項目	変更日	変更内容・理由